

議案第127号

世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更

上記の議案を提出する。

令和7年9月16日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第2条の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更

世田谷区本庁舎等整備工事請負契約を、下記のとおり変更する。

記

変更内容

契 約 金 額 議決金額 41,543,953,000円

変更金額 42,130,418,000円

理 由

工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。